

無償資金協力（施設・機材等調達方式）における  
設計変更について  
（執務参考資料）

独立行政法人 国際協力機構

資金協力業務部

2018年12月

## 内容

1. 背景・目的	1
2. 用語の定義	3
3. 無償資金協力制度の概要	4
4. 無償資金協力における設計変更	6
5. 設計変更および契約変更の対象	9
6. 設計変更（無償資金の使用）が認められないケース	10
7. 設計変更の具体的手続き（コントラクター及びコンサルタント）	10
8. 契約変更（履行期限延長・契約金額変更）の具体的手続き	12
9. 設計変更に関する JICA 事前協議、確認・同意手続き	14
10. 設計変更手続きの具体的フロー	16
11. 施工条件の明示について	17
12. 仮設について（指定仮設・任意仮設の使い分け）	20

## 参考資料

1. 詳細設計段階における“設計変更”
2. 施工条件の明示（参考資料）

本執務参考資料は、2015 年 11 月以降の閣議により決定された無償資金協力（施設・機材等調達方式）案件に適用する（現地企業活用型は除く）。

## 1. 背景・目的

### (ア)背景

無償資金協力（施設・機材等調達方式）では、無償資金を用いて、道路・港湾・橋梁・上下水道・灌漑施設等のほか、医療・教育・訓練施設等の施設建設、機材調達を行っている。これらのインフラ整備は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件のもとで生産するという特殊性を有している。

そのため、契約締結時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の施工条件の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

無償資金協力事業における設計変更については、贈与契約書（G/A）及び、調達ガイドライン、予備的経費の支出等に係るガイドライン、「無償資金協力事業標準契約書（施設建設）」において、その判断基準や必要な手続きが定められているが、その背景となる考え方や実際の運用、詳細な手続きの流れについて必ずしも関係者間で認識が共有されていないことも円滑な事業実施の妨げとなる一つの要因である。

特に、包括改善により導入された新たな G/A、ガイドライン、標準契約書（2015 年 11 月以降の閣議決定案件に適用）においては、当初計画からの条件変更や入札時に提示した条件との相違がある場合などには、設計変更により対応することを基本としているが、この点について関係者間の認識共有を図ることが極めて重要である。

### (イ)目的

本執務参考資料は、無償制度上定められている設計変更の考え方について、主に建設契約締結後の実際の運用、手続きの流れについて具体的に解説し、JICA 関係部署、コンサルタント、コントラクターの理解を促進して、設計変更にかかる業務の円滑化を図ることを目的として作成した。

### (ウ)留意事項

設計変更の可否判断およびその手続きは、贈与契約書（G/A）及び、調達ガイドライン、予備的経費の支出等に係るガイドライン、「無償資金協力事業標準契約書（施設建設）」（建設契約書）<sup>1</sup>の関連条項（Clause 10 Modification 等）の規定に基づいて適切に実施される必要がある。本執務参考資料はあくまでもこれらの基本文書の解説を行う参考資料であり、実際の設計変更にあたっての判断は、署名済 G/A、当該 G/A で指定されている調達ガイドラインおよび予備的経費の支出等に係るガイドライン、認証済建設契約書に従って行われる。また、施工段階における設計変更の具体的な手続きは、建設契約書の規定に従って実施する。設計変更は契約変更を伴うのが一般的であり、施主（相手国政府）は JICA に対し、変更の必要性および

---

<sup>1</sup> 本執務参考資料では建設契約の標準契約書を参照しているが、機材案件の場合は、該当する条項を適宜機材契約書の標準契約書のものを読み替える。

その金額・工期の妥当性について、具体的根拠を持って技術的見解を示すことが求められるので、コンサルタントは適切に施主を支援し、また施主の代理人として JICA との協議・調整を行う。

設計変更に伴う契約金額または工期の変更は、無償資金供与限度額および供与期限の範囲内に収まるように努めなければならない。

これを超える変更の必要が生じる場合であって、かつ先方政府が必要な資金を手当てできる見込みがないなどやむを得ない場合は、例外的に JICA は供与限度額の増および供与期限の延長について、日本政府と協議しなければならない。この協議を円滑に進めるため、コンサルタントは、JICA に対し、変更の必要性およびその金額・工期の妥当性について、具体的根拠を持って技術的見解を示すことが求められる。

## 2. 用語の定義

本執務参考資料において、次の各号に掲げる用語の定義は以下の通りとする。

### (ア)設計変更

建設契約締結後、設計図書の内容を変更すること。設計図書の変更のみならず、便宜的に設計図書の変更を伴わない契約金額または工期の変更等を伴う場合がある。なお、JICAにおける実施監理上は「詳細設計段階において、概略設計の内容を変更すること」についても「設計変更」と称しているが、本執務参考資料で扱う設計変更の範囲は、上記の通り建設契約締結以降に発生する設計変更に限定する。

### (イ)設計図書

仕様（Specification）および図面（Drawings）を指す（addendum による訂正、変更、追加を含む）。これらは入札図書の一部であり、建設契約締結後に生じる設計変更は、契約締結時点の仕様および図面に基づいて行われる。

### (ウ)契約変更

締結した建設契約書の内容を変更し、修正契約書を取り交わすこと。

### (エ)契約残金（remaining balance）

「贈与契約（G/A）により合意された供与限度額から予備的経費を除いた額」と、「全ての契約の契約金額の合計額」との差額。なお、契約締結時点で契約残金はゼロの場合もある。

### (オ)予備的経費（contingencies）

交換公文（E/N）締結以降の不測の事態により、交換公文締結時点で想定した内容・条件での計画の実施が困難となり、追加経費が必要になる場合に備えて、事業費の一定割合の金額をあらかじめ供与限度額に計上した経費（定義、用途、使用条件等は「予備的経費の支出等に係るガイドライン」による。）

### 3. 無償資金協力制度の概要

#### (ア)基本文書等

我が国の無償資金協力は、以下の基本文書に基づき実施される。（各文書の優先順位は記載順の通り。）

##### ① 交換公文（Exchange of Notes : E/N）

日本政府と相手国政府との国際約束。無償資金の供与対象事業（プロジェクト）、供与限度額、供与期限等、個別の計画の基本事項を定める。

##### ② 贈与契約（Grant Agreement : G/A）

我が国の無償資金協力制度を規定する基本文書。JICA が供与する資金の額やその使用条件等を規定した、JICA と相手国政府との間の贈与契約書。E/N を根拠として締結され、主に以下を規定している。

- 無償資金（Grant）の限度額と使用期限
- 無償資金（Grant）の使用可能範囲（Project の範囲）
- 無償資金（Grant）を用いて物品・役務を調達する場合の手続き
- 無償資金（Grant）の支出手続き
- 無償資金（Grant）使用に当たっての相手国政府負担事項

##### ③ 調達ガイドライン（Procurement Guidelines for the Japanese Grants（Type I）, Jan. 2016）

相手国政府が無償資金を用いて行う調達手続きは、本ガイドラインに基づき実施する旨、G/A 付属文書 Schedule 2、Section 1 Details for Procurement で規定されている。

##### ④ 予備的経費の支出等に係るガイドライン（Guidelines on the grant for contingencies）

調達ガイドラインにおいて、契約残金および予備的経費を使用する場合に適用するガイドラインとして規定されている。

個々の案件については、上記①～④の基本文書その他、相手国政府とコンサルタント・コントラクターの間で契約書が締結される。これらの契約は、E/N および G/A の範囲内において、個々の案件における契約条件を規定するものである。本執務参考資料では、主に、施設建設契約書（ひな形）を参照している。

① 施設建設契約書（ひな形）：Form of Construction Contract under JICA's Grants（General Conditions of Contract for Construction Works を含む）（July 2016, JICA）

② 機材調達契約書（ひな形）：Form of Procurement Contract under JICA's Grants（General Conditions of Contract for Procurement of Equipment）（September 2016, JICA）

③ コンサルタント契約書（ひな形）：Form of Consultant Agreement under JICA's Grants（General Conditions of Agreement for Consulting Service を含む）（Jan 2016, JICA）

## (イ)贈与契約書上の規定

我が国の無償資金協力は、我が国政府と相手国政府の間で締結される国際約束（交換公文：E/N）に基づき、JICA と相手国政府（受贈者）との間で G/A を締結して実施されるものである。無償資金使用に当たっての基本原則は、この G/A の中で規定されている。

G/A の主旨は、以下に集約される。

### **Article 1 Amount and Purpose of the Grant**

JICA shall extend a grant up to （供与限度額） Japanese Yen （中略） to the Recipient for the purpose of contributing to the implementation of （案件名） mentioned in sub-paragraph (1) of paragraph 1 of the E/N （後略） .

すなわち、「JICA は供与限度額を上限とする無償資金を贈与するが、当該資金は E/N に言及されているプロジェクトの実施を目的として使用されなければならない。」という主旨となる。

## (ウ)JICA の役割

JICA は、国際協力機構法第 13 条第 1 項第 3 号により、無償資金協力の実施のために必要な業務を行うことが規定されている。具体的には、JICA が主体となって相手国政府等に対して資金を贈与するために必要な業務、すなわち①G/A の締結、②（相手国政府等と主契約者との間の）契約の締結に係る調査、あっせん、連絡その他の必要な業務、③締結された契約の認証、④契約の履行状況を確認するために必要な調査、及び⑤無償資金の贈与等の業務を行う。

G/A 上の原則を確保するため、JICA は入札図書の事前確認や契約書の認証手続きを通じて、①調達ガイドラインを適切に踏まえた調達手続きが行われているか、②契約にて発注されている内容が G/A で定める「プロジェクト」の枠内であるか、③適切に契約が履行されているか、④契約金額が供与限度額の枠内かを確認することとなっている。

#### 4. 無償資金協力における設計変更

##### (ア)贈与契約（G/A）における規定

設計変更（及びそれに伴う契約変更）に際しても、JICA は上記 3.（イ）の原則を確認する立場にあり、この目的を達成するため、G/A において以下の規定を設けている。G/A に基づき締結されるすべての契約（変更契約を含む）は JICA の認証を要することが規定されている。

#### G/A Schedule 2 Details for Procurement（抜粋）

##### Section 4 JICA's Review

With regard to the Recipient's procurement procedures and decisions, the Recipient shall submit to JICA, for JICA's review and concurrence, the following documents at the following occasions.（後略）

(1)～(8)（略）

(9) Allocation of the remaining balance [or contingencies（予備的経費適用案件の場合）] of the Grant

(10) Amendment or termination of contract

(a)（略）

(b) Any major amendment or termination of the contract shall be notified to JICA immediately and the original contract and other necessary documentation thereon shall also be submitted after signing in order for the amendment of the contract to be verified as eligible for the Grant.

(11) Modification from the original design

A description of any major modification from the original design of the Project shall be submitted before the implementation of any work related to the modification.

##### (イ)調達ガイドライン上の規定

調達ガイドラインにおいて、上述の G/A 上の「JICA's Review」にかかる規定が更に具体化されている。

まずは、調達ガイドライン Chapter II, Section 1.06 JICA's Review (4)において、G/A Schedule 2 Section 4 (11) に規定されている Major Modification が以下（Box 3）のとおり定義されている。すなわち、以下に該当するものは「重大（大規模・大幅）な設計変更」として、設計変更の際して JICA の事前同意を必要とする。この事前同意は、詳細設計時点であれば入札図書案の事前同意として、建設契約締結後であれば変更契約締結前（変更工事着手前）の事前同意を求めている（建設契約

書 Clause 3.3 にも明記)。

これに該当しない場合は、「軽微な設計変更」として、PMR (Project Monitoring Report : プロジェクト進捗報告書) へ記載することにより JICA への事後報告とする。

**Box 3: Major modification from the original design**

- (a) Decline in quality and/or functions of products and/or services from the original design;
- (b) Increase in amount of the contract price; and
- (c) Change of project sites

**【重大（大規模・大幅）な設計変更】**

- (a) 品質・機能の低下
- (b) 契約金額の増額
- (c) プロジェクトサイトの変更

また、設計変更が認められるのは、以下の条件の場合に制限される旨規定されている（調達ガイドライン Chapter II, Section 1.06 JICA's Review (4)）。

In addition, the modification of the design shall be limited to following circumstances:

- (a) The drawings and specifications contain any inaccuracies or deficiencies;
- (b) The drawings and specifications contain ambiguous or unclear expressions;
- (c) The actual natural or artificial conditions including, but not limited to, land configuration, nature of soil, ground water, and limiting factors for the execution of the construction or procurement works at the project site are different from those expressed in the drawings and specifications;
- (d) Unforeseeable special situations occur in the conditions that are not specified in the drawings and specifications;
- (e) The necessity of restoring the scope reviewed and scale-downed during the detailed design in order to meet budgetary limit constrained by the amount of the Grants; and
- (f) Other modifications which will not change the basic concept and plan of the original plan where JICA deems it appropriate.

これら規定のうち、(a)~(d) については、公共工事標準請負契約約款第 18 条第 1 項の各号を参照した規定となっている。

### (ウ) コンサルタントの役割

G/A において、以下のとおり相手国政府はコンサルタントを備上することとされている。

#### **Article 4 Administration of the Grant**

(2) The Recipient shall retain a consultant for the implementation of the Project.  
The consultant shall be recommended to the Recipient by JICA. (後略)

コンサルタントの役割は、調達ガイドラインにおいて、以下のとおり規定されている。

#### **Section 1.02 Need for Employment of Consultants**

The Recipient shall enter into contract with the consultant for consulting services with regard to the designing, bidding, cost estimating and supervising the procurement and construction works for the project.

コンサルタントの業務内容はコンサルタント契約 (General Conditions of Agreement for Consulting Service および各契約の Special Conditions of Agreement) において包括的に規定されており、コンサルタントは施工・調達監理の対象となる建設契約書および機材調達契約書の内容について十分に理解したうえで、これら契約書に規定されるコンサルタントの業務を履行することが求められる。建設契約書においては、コンサルタントの役割および権限は Clause 5 The Consultant に規定されている。

特に設計変更に関しては、コンサルタントは、施主とは独立した施主の代理人として、建設契約の監理者として品質監理等を実施するとともに、設計変更の要否、それに伴う契約金額の増額や履行 (引渡し) 期限の延長等の契約変更の要否について、技術的見地から検討を行う。また、コンサルタントは施主の了解を得たうえで、JICA に対する同意申請など、設計変更に必要な手続きを行う。

## 5. 設計変更および契約変更の対象

### (1) 設計変更

建設契約履行中の「設計変更」を建設契約書の規定に即して分類すると以下のとおり。

#### (ア) 施工条件が異なったための設計変更（建設契約書 Sub-Clause 10.1、10.2）

設計図書に示された条件と現場条件が異なっていた場合や法律等の改正等により施工条件が影響を受ける場合等において、設計図書を変更し、それに伴い契約金額の増減や履行期限の変更を行うことができる旨、規定されている。

また、設計図書の変更を伴わない契約金額や履行期限の変更についても規定されている。

#### (イ) 施主の発議による設計変更（建設契約書 Sub-Clause 10.3）

プロジェクトの基本構想・計画を損なわない範囲において、施主が設計変更を求めることができる旨、規定されている。

### (2) 契約変更

建設契約履行中に発生しうる「契約変更」はおおよそ以下の通り。これらの「契約変更」は必ずしも設計変更に起因しない。

#### (ア) 不可抗力による契約変更（建設契約書 Sub-Clause 17.5）

契約当事者双方が債務不履行の責任を逃れることができる「不可抗力」事態が発生した場合、これに伴い生じたコントラクター側の負担（保険で補償される部分を除く）について、施主の負担を求めることが検討できる旨、規定されている。本件は、必ずしも設計図書を変更するという意味での設計変更ではないが、契約変更となる事例となる。

#### (イ) 契約解除（建設契約書 Sub-Clause 13.4、14.5、17.7）

契約解除には、施主によるもの、コントラクターによるもの、及び不可抗力によるものの3つが規定されているが、いずれも工事進捗状況を査定するなどのプロセスを経て、支払額が確定される旨、規定されている。本件も、必ずしも設計図書を変更するという意味での設計変更ではないが、契約変更となる事例となる。

#### (ウ) コントラクターのクレームによる契約変更（建設契約書 Sub-Clause 18.2）

上述（1）、（2）（ア）および（イ）の事項等、その他建設契約書に規定されているものを除き、コントラクターが契約金額の増額又は履行期限の延長を認められるべきと考える場合に、クレームが提出できる旨、規定されている。

### (3) 設計変更および契約変更に伴い追加経費が発生する場合

これらの設計変更および契約変更に係る追加経費について無償資金を使用する場合は、施主が G/A に基づき JICA の事前同意を得る必要がある。（具体的手続きに関する解説は「7. 設計変更の具体的手続き」の項に記載の通り。）なお、設計変更（スコープカット等を含む。）に伴い、契約金額を減額する必要がある場合にも、しかるべき手続きの上、契約変更を行う必要がある。

## 6. 設計変更（無償資金の使用）が認められないケース

設計変更の手続きは、それぞれ建設契約書に規定されている。この手続きを経ずに実施された追加工事等について、遡って契約変更（無償資金の使用）を求めることはできない。また、これらの場合、必要となった追加経費について無償資金を使用することは認められない。

具体的には、以下の事例が挙げられる。

- (ア) コントラクターが、設計変更が必要だと気が付いた後、直ちにコンサルタントに通知しなかった場合
- (イ) コントラクターが、コンサルタントに対し設計変更の必要がある旨通知したものの、コンサルタントによる調査（Search for Modification）の結果を受領しない時点で施工を実施した場合。
- (ウ) 「重大（大規模・大幅）な設計変更」（調達ガイドライン Chapter II, Section 1.06 JICA's Review (4)）に該当するが、G/A 及び建設契約書 Sub-Clause 3.3 に定める JICA の事前同意を得ていない場合。（「重大（大規模・大幅）な設計変更」に該当する場合で、JICA からの同意回答文書を受領せず、口頭のみ指示により施工した場合も含む。）

## 7. 設計変更の具体的手続き（コントラクター及びコンサルタント）

### (ア) 施工条件が異なったための設計変更（建設契約書 Sub-Clause 10.1、10.2）

施工条件が異なったために設計変更を要する状況が生じた場合、コントラクター及びコンサルタントは、建設契約書 Sub-Clause 10.1 に従って以下の通り手続きを行う。コンサルタントは、建設契約書に定める設計変更手続きに関し、コンサルタント契約に基づき施主を支援する。

- (a) コントラクターは、設計変更の必要があることを直ちにコンサルタントに書面により通知する。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)）
- (b) コンサルタントは、上記通知を受けた後、直ちに調査（Search for Modification）を行い、調査開始をコントラクターに通知し、協議（consultation）を行う。同時に、設計変更に必要な経費の負担方法を含めて施主との協議を行う。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(2)）
- (c) コンサルタントは、調査終了後 14 日以内（又はコンサルタントとコントラクターが同意した期限以内）に同結果をコントラクターおよび施主に通知する。コンサルタントの調査結果通知には以下の項目を含む。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(3)）
  - ① 建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)に掲げる事項の事実認否
  - ② 建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)に従い仕様又は図面の変更の要否、および必要な手続きに関する指示
  - ③ G/A Schedule 2 Section 4 JICA's Review に定める JICA による同意

(concurrency) 取付の要否

- ④ 履行期限延長および契約金額変更の要否に関する提案（建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)に掲げる事項がコントラクターの責によらない場合）
- (d) コントラクターは、コンサルタントの調査結果に対して、以下の事由により異議申し立てを行うことができる。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(4)）
- ① あらゆる合理的な努力（all reasonable efforts）をしても、仕様又は図面の変更に必要な資材（Goods）を入手できない場合。
  - ② 仕様又は図面の変更が契約金額、施工結果、進捗に大幅な変更（substantial change）をもたらす場合。
- (e) コンサルタントは、コントラクターより異議申し立てがあった場合、調査結果の見直し・取下げ・変更を行う。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(4)）
- (f) コンサルタントは、調査の結果および Sub-Clause 10.1(4)によるコントラクターからの申し立てを踏まえ、仕様又は図面の変更が必要であると決定した場合、建設契約書 Sub-Clause 5.1(9)に基づく施主による承認を得た上で、仕様又は図面を変更するとともに、履行期限延長および契約金額の変更に関する詳細を決定し、コントラクターに必要な指示を行う。（なお、「重大（大規模・大幅）な設計変更」に該当する場合および、履行期限の延長、契約金額の変更については、施主は契約変更在先立ち G/A に基づき JICA の同意を求める必要がある<sup>2</sup>。同意手続きにあたっては、コンサルタントが施主の代理人として手続きを行う。）（建設契約書 Sub-Clause 10.1(5)）
- (g) なお、コントラクターは、建設契約書 Sub-Clause 10.2 に基づき、以下のすべての条件を満たす場合には、仕様又は図面の変更を伴わなくとも、建設契約書 Sub-Clause 10.4 に基づく履行期限の延長、または建設契約書 Sub-Clause 10.5 に基づく契約金額の変更を求めることができる。建設契約書 Sub-clause 10.1(1)(a)～(c)の状況が認められ、コントラクターの指摘を起点とする手順により必要と認められた場合には適切に契約金額の変更を行うものとする。
- ① コンサルタントがコントラクターに対し、調査（Search for Modification）の結果、仕様又は図面の変更は必要ないと通知した場合。
  - ② 建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)(b)または(c)（以下）に該当する場合。
    - 施工にかかる現場の実際の物理的条件または当該国の法令が仕様又は図面に示された条件と異なる場合
    - 現場の物理的条件または当該国の法令に関して予期せぬ特殊な変化が生じ、現場での施工に具体的影響が生じる場合
  - ③ 実質的な工期の遅延や追加負担が発生した場合。

### (イ) 施主の発議による設計変更（建設契約書 Sub-Clause 10.3）

---

<sup>2</sup> 3 か月未満の履行期限の延長または延長後の履行期限が G/A 期限の 6 か月以上前である場合は、契約変更在先立ち JICA の同意は不要。

施主は、調達ガイドラインに定める設計変更が可能なケースに限り、コンサルタントと協議の上、コントラクターに対し設計変更を求めることができる。その場合の手続きは、上記（ア）の(b)~(f)と同様の手続きとなる。

#### **(ウ)設計変更に伴う契約金額の変更**

建設契約書 Clause 10 Modification に基づく契約金額の変更を行う場合は、建設契約書 Exhibit 10.5 に従って合意された単価によるものとする。単価合意の具体的方法は、「予備的経費の運用手順等に係るマニュアル」（2016年6月2日、JICA）によるものとする<sup>3</sup>。

### **8. 契約変更（履行期限延長・契約金額変更）の具体的手続き**

コントラクターは、建設契約書 Sub-Clause 10.4 および Sub-Clause 10.5 に基づき、以下のような場合に履行期限の延長および契約金額の変更を要求することができる。なお、以下は、前項7.で記した設計変更以外の場合に生じる契約変更（履行期限延長および契約金額変更）の手続きについて述べる。（前項「7. 設計変更の具体的手続き」で記した設計変更に伴う契約履行期限の延長および契約金額の変更は、コンサルタントによる調査（Search for Modification）結果に含まれる工期延長や契約金額変更に関する提案をもとに手続きが進むため、本条項の適用対象外である。）

#### **(ア)履行期限の延長を要求できる場合（建設契約書 Sub-Clause 10.4）**

7.のほか、コントラクターの責に拠らない以下のいずれかの事情により工事完了が遅延する場合、コントラクターは、コンサルタントに対し履行期限の延長を求めることができる。

- (a) 当該契約の建設契約書で定める条件により、履行期限延長の権利が認められる場合
- (b) 例外的な悪天候（exceptionally adverse climatic conditions）となった場合
- (c) 感染症の発生や政府の措置により、予見不可能な作業員や資材の不足が生じた場合
- (d) 発注者や発注者の被雇用者、または発注者が契約する他のコントラクターの責による遅延、妨害、停止があった場合

#### **(イ)契約金額の変更を要求できる場合（建設契約書 Sub-Clause 10.5）**

7.のほか、コントラクターの責に拠らない事情により追加の費用や損害が生じ、当該契約の建設契約書で定める条件に基づき契約金額の変更を求める権利があると考えられる場合、コントラクターは、コンサルタントに対し契約金額の変更を求めることができる。

コントラクターが履行期限の延長および契約金額の変更を要求する場合、具体的手続

<sup>3</sup> 単価合意を行わない案件（機材案件や建築案件など）で契約金額の変更を行う場合は個別に協議する。

きは以下の通り。（建設契約書 Sub-Clause 18.2）

- (a) コントラクターは、直ちに、少なくとも当該クレーム事項に気が付いてから 28 日以内に、クレームをコンサルタントに書面により通知する。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(1)）
- (b) コントラクターが上記期限内に通知を行わなければ、コントラクターはクレームの権利を失う。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(2)）
- (c) コントラクターは、クレームの内容を説明する資料及びその他契約に基づき求められている資料を提出する。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(3)）
- (d) コントラクターは、クレームに関連する可能性のある施工現場の工事記録を保管する。また、必要に応じ、コンサルタントの検査を受ける。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(4)）
- (e) コントラクターが当該クレーム事項に気が付いてから 42 日以内又はコンサルタントが認めた期限内に、コントラクターは、コンサルタントに対しクレームの詳細を説明する資料を提出する。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(5)）
- (f) 上述の詳細説明資料を受領してから 42 日以内又はコントラクターが認めた期間内に、コンサルタントは建設契約書 Sub-Clause 5.5（協議及び裁定）に基づき裁定を行う。なお、ここでコンサルタントの権限は、契約金額の変更については「協議及び調整」（coordinate and reconcile）（Sub-Clause 5.5(1)に基づく）、履行期限の延長については裁定（determine）（Sub-Clause 5.5(2)に基づく）となる。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(6)）
- (g) 本条項の手続きによらなければ、履行期限の延長や契約金額の変更は認められない。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(7)）
- (h) コントラクターのクレームが施主の瑕疵等によるものの場合、コンサルタントはクレームの進捗状況を適切に JICA に報告する。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(8)）

**【重要】**

- 契約金額の増額については、施主の申請に基づく JICA の同意が必要である。
- また、クレームの要因が施主（又はコンサルタント）の瑕疵等によるものである場合、当該クレームにより認められるべき契約金額増額について、原則として無償資金を使用することはできない。

## 9. 設計変更に関する JICA 事前協議、確認・同意手続き

「重大（大規模・大幅）な設計変更」（調達ガイドライン Chapter II, Section 1.06 JICA's Review (4)に定める Major Modification from the original design を指す）を行う場合の JICA 事前協議、確認・同意に係る手続きは以下のとおり。

### (ア)事前相談

- (a) コンサルタントは、コントラクターより設計変更の必要がある旨の通知を受けた場合、速やかに調査（Search for Modification）を行う。設計変更に関する諸手続きの迅速化、効率化のため、調査（Search for Modification）の過程で JICA と事前相談を行うことが望ましい。
- (b) 事前相談を受けた場合、JICA は以下のような観点から検討し、可能な限り 5 営業日以内に検討結果、または検討にあたり追加資料を要す場合はその旨返答する。なお、事前相談は、あくまでも事前協議「重大（大規模・大幅）な設計変更」の対象として検討可能かどうかの事前スクリーニングであり、事前相談の結果、事前協議に進んだことをもって JICA が当該設計変更に同意することを担保するものではない。
  - ① 施主やコントラクター、コンサルタントの責に帰すべき内容ではないか。
  - ② 「予備的経費の支出等に係るガイドライン」に基づき、契約残金・予備的経費支出の対象となり得るか。
  - ③ 「重大（大規模・大幅）な設計変更」に該当し、JICA の同意を要するか。（調達ガイドライン Chapter II, Section 1.06 JICA's Review (4)に定める Major Modification from the original design を指す。）
  - ④ 供与限度額の範囲内での対応が可能か。

### (イ)事前協議

- (a) 「重大（大規模・大幅）な設計変更」に該当する場合は、コンサルタントは「大幅な設計変更の申請及びコンサルタントの技術的見解（事前協議用）」を作成し、JICA に提出する。事前協議用資料には、設計変更等の詳細な内容および必要金額の内訳を含める。
- (b) JICA は「大幅な設計変更の申請及びコンサルタントの技術的見解（事前協議用）」を受領した後、その妥当性を検討する。方針検討や積算審査にあたり不足情報がある場合は、事前協議用資料受領後 10 営業日以内を目処に JICA からその旨依頼する。コンサルタントは、これらに基づき不足情報を整理し、再度 JICA へ報告・説明する。
- (c) 品質管理会議が設置されている案件<sup>4</sup>については、タイミングが合えば、同会議において設計変更に関する技術的協議についても議題に含めることが望ましい。

<sup>4</sup> アフリカ地域の土木施設案件およびその他の地域の大型土木施設案件、概ね供与限度額が 30 億円程度を目安とする大型案件に設置。

なお、品質管理会議は関係者間の情報共有を目的とするものであり、同会議での協議は上記の事前協議や確認・同意手続きを代替するものではない。

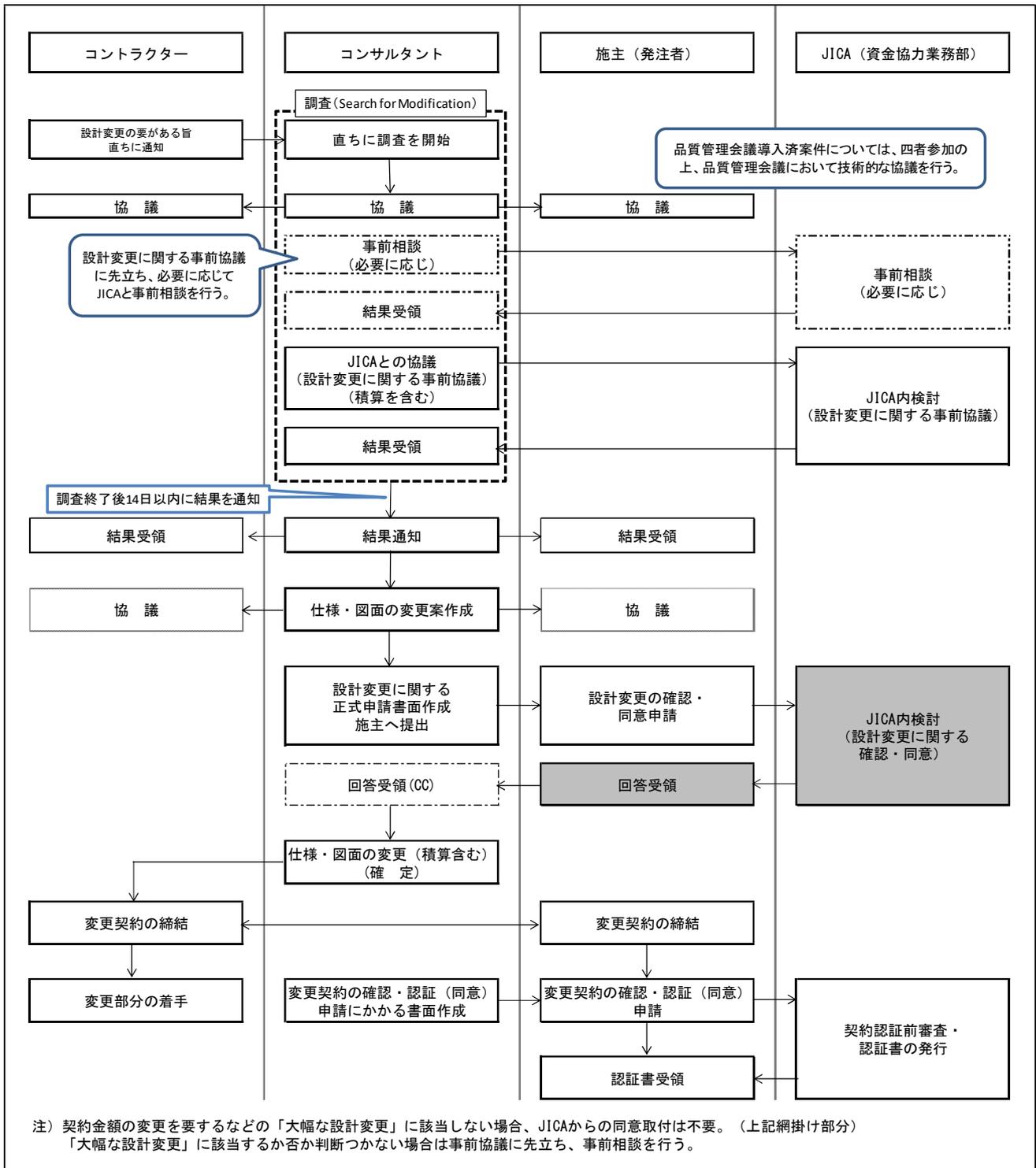
**(ウ)確認・同意申請**

- (a) 上記事前協議の結果を受け、施主は G/A に基づき、JICA に対する正式な設計変更の確認・同意申請を行う（JICA への文書提出事務手続き等はコンサルタントが代行する）。
- (b) JICA は、当該設計変更の同意の可否を施主に対し文書にて回答する。これを受けて、当該部分の変更、及び同変更に伴う施工着手を可とする。

**(エ)契約残金又は予備的経費の使用に関する同意申請**

契約金額の変更に契約残金又は予備的経費を使用する場合には、G/A 及び調達ガイドライン（これに規定する「予備的経費の支出等に係るガイドライン」及び「予備的経費の運用手順等に係るマニュアル」を含む）に基づき、JICA に対する同意申請を行う。

# 10. 設計変更手続きの具体的フロー



## 11. 施工条件の明示について

### (ア) 条件明示とその重要性

発注時に設計条件や施工条件（対象となる工事を実施するにあたって影響を与える条件）を明示することは、工事の円滑な実施において重要である。

施工条件の明示は、次のような目的をもって行うものである。

- ① 設計や施工の前提とした条件を発注時点で可能な限り明らかにして、コントラクターが負うリスクを適正化し、もって適正な価格による入札を促進すること。
- ② 事業実施中に設計変更が生じうることを想定し、その根拠となるものをあらかじめ提示することにより、契約変更を合理的に行うことができる環境を整えること。

### (イ) 条件明示の内容

競争参加者による工事費の算定（応札額の積算）に実質的に影響を与えると考えられる条件については、できるかぎり入札図書（設計図書）において明示する。

例えば、工事敷地、敷地へのアクセス条件（交通規制の可否等）、土質条件等の施工条件が挙げられる。また、土質条件等設計・積算に使用した条件についても設計図書に明示する。入札時点ですべての条件が確定していない（ジャストボーリングが整わず設計条件に一定の制約がある等）ことも実際にはあると考えられることから、その場合は積算上仮定した条件（設計条件の一部）を明示する<sup>5</sup>。

条件明示項目については、本執務参考資料の参考資料2「施工条件の明示（条件明示チェックシート）」が参考にできるほか、「協力準備調査設計・積算マニュアル（補完編及び機材編）」（2017年7月 JICA）の「2-2：積算関連調査」に記した項目が挙げられる。

### (ウ) 明示方法・明示条件の位置づけ

施工条件は、入札図書（設計図書）の中で明示する。明示される施工条件は、コントラクターが応札額を決定する際の積算や施工計画の作成に利用される参考資料と位置づけられるが、明示された条件に変更が生じ、その変更が工事経費等に影響を与えると考えられる場合は、建設契約書 Clause10 Modification に基づき、適切に設計変更手続きを行う。なお、仮設の取り扱いとの関係については、「12. 仮設について（指定仮設・任意仮設の使い分け）」を参照のこと。

発注時に明示された条件は、コントラクターが設計変更（契約履行期限の延長や契約金額の変更）を求める根拠となるものであり、この意味で契約上の効力を有するものと

<sup>5</sup> なお、相手国負担事項である用地確保は、事業実施の大前提であることから、準備が整わない場合には、準備ができるまで贈与契約（G/A）を締結しない、あるいは、入札公告（P/Q）や入札図書に対して JICA は同意しないなどの措置を講じつつ、JICA が相手国政府に対し負担事項の履行を求めている。用地確保に限らず、相手国負担事項は G/A の付属書類（Schedule 4）により、その項目、責任機関、期限等を確認・合意しており、相手国政府は G/A に基づき負担事項を誠実に履行する義務を負っている。この観点から、JICA も同様に相手国政府負担事項の履行を求める権利（責任）を有する。

解釈される。なお、不発弾の存在など「明示事項が不明確な施工条件」がある場合についても同様に、発注時の条件と異なることがあれば建設契約書 Clause10 Modification に基づき、適切に設計変更手続きを行う。特に、地質条件が設計と異なることによる基礎の変更等は適切に取り扱う必要がある。

## (エ) 手順

条件明示は以下のようなプロセスで行われる（詳細はフロー図を参照のこと）。なお、以下①、②の業務は、既存の協力準備調査に関するガイドラインや契約、詳細設計に関する契約業務として含まれているものであり、本執務参考資料によって新たに追加される業務ではない。

- ① 協力準備調査において、コンサルタントは「協力準備調査設計・積算マニュアル（補完編及び機材編）」（2017年7月JICA）の「2-2：積算関連調査」（特に「2-2-2：調査の留意事項」）に記述されている項目に留意し、この中で概略事業費に実質的に影響する項目を選択し、概略事業費の積算に反映させる。
- ② 本体事業における詳細設計業務においては、コンサルタントは協力準備調査および詳細設計における追加調査を踏まえて、施工に実質的に影響を与えうる項目を整理・選択し、入札図書の中の設計図書に明示する。この場合、参考資料2「施工条件の明示（条件明示チェックシート）」を参照しつつ、記載漏れがないかチェックするほか、設計・積算に使用した条件はもれなく記載する。なお、参考資料2で示した条件明示チェックシートは網羅的なものであり、案件の内容に応じて明示すべき項目を選択する。

## 条件明示のプロセス

### 【協力準備調査】

協力準備調査において、コンサルタントは、協力対象事業の概略設計を検討するにあたり、施工／調達上の留意事項として、工事敷地、敷地へのアクセス条件（交通規制の可否等）、土質条件等の施工条件等を十分に検討し、協力準備調査報告書として取りまとめる。重要な施工条件については、調査段階で行う企業向け説明会（主にアフリカにおける施設案件などを対象に開催）において説明する。

### 【参照資料】

- ① 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月、JICA）（第3章プロジェクトの内容、3-2 協力対象事業の概略設計、3-2-4-2 施工上／調達上の留意事項）
- ② 「協力準備調査設計・積算マニュアル（補完編及び機材編）」（2017年7月 JICA）の「2-2：積算関連調査」（2-2-2：調査の留意事項）
- ③ 本資料参考資料2「施工条件の明示（条件明示チェックシート）」



閣議決定／E/N・G/A 署名



コンサルタント契約（詳細設計（D/D））（施主、コンサルタント）



詳細設計業務着手時打ち合わせ（施主、コンサルタント）

①設計内容・設計条件の確認、②前設計検討資料、③測量・地質資料、④スケジュール管理表の提示



詳細設計計画打ち合わせ（施主、コンサルタント）

①現地調査結果、②設計計画（形式・形状の決定等）、③測量・地質調査等確認、④先方政府からの情報確認 等



（必要に応じて）中間打ち合わせ



（仮設設計含む）最終打ち合わせ



設計図書（案）提出（コンサルタント→施主）



設計図書の確定（条件明示事項の最終確定）（施主、コンサルタント）

条件明示事項が設計図書に適切に整理されていることを確認。

## 12. 仮設について（指定仮設・任意仮設の使い分け）

### (ア)基本事項

「設計変更」の可否を適切に判断するためには、入札図書及び建設契約書において、指定仮設・任意仮設の区別を適切に提示しておく必要がある。具体的な考え方は以下のとおり。

- ① 任意仮設については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択はコントラクターの責任で行う（自主施工の原則）。
- ② 任意仮設については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として「設計変更」として取扱わない。
- ③ 指定仮設・任意仮設いずれの場合であっても、入札図書において、設計・積算・施工条件や参考図が適切に明示されることが必要である。
- ④ また、入札図書においては、施主による負担事項（用地買収、工事用地の引き渡し、住民移転、関係機関による許認可手続き、障害物・埋設物の移転・撤去等の自己負担工事の実施など）の予算措置、履行スケジュールについても、適切に明示されることが必要である。
- ⑤ 指定仮設・任意仮設ともに入札・契約時の想定と実際の現地条件の相違等があれば、建設契約書 Clause10 Modification に基づき設計変更を行うことができる。

#### 【自主施工の原則】

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

### (イ)指定仮設と任意仮設の考え方

	指定仮設	任意仮設
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	施主（コンサルタント）の指示又は承諾が必要	コントラクターの任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

### (ウ)仮設工、工法等の取り扱いについて

仮設工、工法のうち、以下の各項に該当するものについては、設計図書において、

指定仮設として適切に指示するものとする。

- 安全対策上重要な仮設物等（仮締切工、仮棧橋等）
- 河川堤防と同等の機能を有する仮締切工
- 一般の交通の用に供する仮設物等（仮橋、路面覆工、迂回路等）
- 関係官公署との協議により制約条件のある仮設物等
- 特許工法又は特殊工法を採用する場合

（以上、「協力準備調査 設計・積算マニュアル 補完編（土木分野）」参照）

なお、任意仮設における以下のような対応は不適切であり留意する。

- ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- 新技術の活用についてコントラクターから申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

以上

## 参考資料 1 詳細設計段階の“設計変更”

本資料で対象とする建設契約締結後の設計変更とは異なり、施主との契約に基づき、コンサルタントが詳細設計を行う際、より詳細な自然条件調査や対象国内工事関係規則、又は施主の意向等により、詳細設計段階で概略設計を見直し、一部の設計の変更を行うことがある。これらも G/A 締結時点で確認した概略設計からの変更であり、実施監理上は、詳細設計段階の変更についても“設計変更”と称している。

これら設計変更は次の手順で行う。

- (ア) コンサルタントは、施主との契約に基づき詳細設計を行い、その結果を「概略設計と詳細設計の比較表（OD/DD 比較表）」として取りまとめ JICA に提出する。
- (イ) JICA は、概略設計からの変更を含め、詳細設計の内容が G/A に規定するプロジェクトの範囲内であるかどうかを確認する。
  - OD/DD 比較表の確認に際し、当該詳細設計の内容で、G/A に規定する無償資金供与限度額（予備的経費を除く）内で契約が可能か否かについても考察を行い、為替レートや物価上昇、施工条件の変化等の理由で、工事積算金額が上振れする場合は、適切に仕様の変更や工事範囲の削減（スコープカット）を行うよう JICA から助言している。
  - なお、「重大（大規模・大幅）な設計変更」（調達ガイドライン Chapter II, Section 1.06 JICA's Review (4) に定める Major Modification from the original design を指す）に該当する概略設計からの変更が含まれる場合、および、やむを得ず工事積算金額が上振れし、予備的経費の使用が必要となる場合は、G/A に基づき、施主からの申請により JICA の同意を取り付けることが必要である。（なお、予備的経費は G/A に規定される額を上限とする。）
- (ウ) 施主は、コンサルタントが作成する入札図書（案）の内容を確認し、承認する。
- (エ) 入札図書（案）のうち、入札指示書や入札評価基準、契約書（案）については、施主からの申請に基づき JICA の同意を要する。

## 参考資料 2 施工条件の明示（条件明示チェックシート）

以下、明示項目および明示事項（条件明示チェックシート）は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（平成 28 年 5 月、国土交通省関東地方整備局）等をベースに作成したもの。チェックシートに関しては、以下の項目のほか、「協力準備調査設計・積算マニュアル（補完編及び機材編）」（2017 年 7 月 JICA）の「2-2：積算関連調査」に記載されている調査の留意事項も参考とした上で明示項目および明示事項の整理を行うこととする。本参考資料は、協力準備調査や詳細設計業務において、コンサルタントが設計条件および施工条件を検討する際に参照する参考資料として提示するものである。

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合（雨期、乾季の影響も含む）は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol>

<p>公害関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。</li> </ol>
<p>安全対策関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> <li>6. 特別な保険・医療施設等が必要な場合は、その内容。</li> </ol>
<p>治安対策関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. テロ対策等が必要な場合は、警察、軍のエスコート、防弾車、防弾ベスト、防護マスクの使用、事務所周りの強固な防御壁・柵及び警備員の設置など、治安上必要とされる対策とその内容。</li> </ol>
<p>工事用道路関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用时间帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> <li>② 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>③ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>④ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。</li> <li>⑤ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。</li> </ol> </li> </ol>
<p>仮設備関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</li> </ol>

建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</li> <li>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。</li> <li>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。</li> </ol>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</li> <li>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</li> </ol>
相手国側負担事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮、事業実施に必要なビザ・滞在許可の発給等、贈与契約（G/A）において相手国政府負担事項として合意した事項（入札図書にG/A（写）を添付する。）</li> <li>2. 相手国負担事項のうち税金関係については、優先的に免除すべき税目（法人税、個人所得税、付加価値税、関税等）に関し、相手国政府と日本国大使館が口上書で確認した事項があればその内容。</li> <li>3. 土採場について、あらかじめ指定する場合は、その位置・大きさ・現場からの距離・土質試験結果等の明示他、同土採場使用にあたって、施工者が負担する経費があれば、明示する。指定しない場合は、積算上の運搬距離他、同土採場使用にあたって、施工者が負担する経費があれば、明示する。</li> <li>4. 不発弾（UXOs）に対する措置が必要とされ、施工者に調査・処理を行わせる場合は、その場所と調査・処理項目の指定。措置の要否が不明であるが、不発弾（UXOs）の存在が懸念される場合、工事中に発見された場合の連絡・協議先。</li> <li>5. その他設計・積算に軽微ではない影響を与える項目で、他に記載されていないもの。</li> </ol>
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</li> <li>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</li> </ol>

<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</li> <li>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</li> <li>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。</li> <li>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</li> <li>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。</li> <li>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。</li> <li>10. 橋梁等渡河施設工事に必要な水位の情報</li> <li>11. 仮設工事に必要とされる地盤条件</li> <li>12. 無償案件の実施にあたり通関のための特定の条件が付される場合はその詳細（関税免税にあたりマスターリストを作成して事前許可を得る必要がある場合や、無償案件の通関にあたり登録済みプロジェクト番号がある場合等）</li> <li>13. 労働法規、賃金、労働保険関係で、積算に関し特記すべきもの</li> </ol>
------------	---

「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（平成 28 年 5 月、国土交通省関東地方整備局）等をベースに作成